

英国：CFD制度の導入時期を早め、再エネ補助金増大の抑制を図る¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

英国では2002年から大規模再エネ発電施設導入支援策として再エネ購入義務制度（Renewable Obligation: RO）が適用され成果をあげてきた。ROは電力小売事業者に対して一定割合を再エネ電力とすることを義務付ける制度で、再エネ発電事業者は発電量に応じて政府からRO証書が発行され、それによって電力卸価格よりも割高な価格で電力を売ることができる。

しかしながら、近年、再エネ導入が想定以上に進展し、導入促進補助金額も大きく増加した。このため、電力市場改革の一環としてROを2017年3月末で廃止し、新たな支援策として市場メカニズムが働く差額決済契約制度（CFD）を導入することが昨年決定された。ただし、2014年度～2016年度は移行期間としてCFDとROは並立し、発電事業者はどちらかを選べることとされた。

本年12月、エネルギー・気候変動省（Department of Energy & Climate Change: DECC）は5MW以下の大規模太陽光発電に対するROの適用を、予定より1年早めて2016年4月1日に廃止すると発表した²。5MW以上の大規模太陽光発電については既に本年度からROの適用が廃止されている。予定よりも早くROの適用を廃止することになったのは、発電事業者にとってCFDよりもROのほうが有利なため、移行期間中にROを選択する発電事業者が多く、このままでは電力料金の過度な上昇を防ぐため政府が設定した補助金額の枠をオーバーすることが明らかになったためである。

RO、CFDいずれの制度でも再エネ導入をサポートする補助金は最終的には電力料金に上乗せされ、賦課金として電力需要者が負担する。英国では賦課金は税金と同様の性格を持つという考え方から、補助金（賦課金）管理制度（Levy Control Framework）が設けられ、毎年の補助金総額を予め決めると共に、各年度の補助金額の増加をモニターしている。今回、5MW以下の大規模太陽光発電に対してもROの適用廃止を早めることにしたのは、本年度の補助金も既に43億ポンドの枠を超え、2020年度は76億ポンドの枠を超えて90億ポンド（約1兆6千億円）になると試算されたことによる。

ROの適用を早める案は本年7月に発表され、太陽光発電事業者を始め広い層からのパブ

¹ 本稿は平成27年度経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業（海外における再生可能エネルギー政策等動向調査）」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュース等を基にして作成した解説記事です。

² <https://www.gov.uk/government/news/changes-to-renewables-subsidies> 参照

リックコメントを踏まえて³、今回の発表に至ったものである。発電事業者からは強い反対の意見が出されたが、DECCは「太陽光発電コストは大きく減少しており、発電事業者はCFDに移行しても事業を継続できる」としている。DECCは陸上風力に対しても太陽光と同様、CFDへの早期移行を既に決定しており、このような措置によって、「電力需要者に必要以上の電力料金負担を強いることを回避したい」としている。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp

3

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/447321/Solar_PV_within_the_RO_consultation.pdf 参照